

(平成27年9月11日公表)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

山形県金山町

I. 監査委員の審査及び議会への報告について

各指標の算定につきましては、総務省から示された平成26年度算定方法及び算定様式に基づき比率を算出し、算定の基礎事項を記載した書類について監査委員から審査していただき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、監査委員の意見を付して9月8日に議会へ報告いたしました。

II. 平成26年度決算における健全化比率、資金不足比率について

健全化判断比率【()は早期健全化基準比率】

①実質赤字比率	実質赤字なし	(15.0%)		
②連結実質赤字比率	実質赤字なし	(20.0%)		
③実質公債費比率	8.6%	(25.0%)	前年度対比△	1.8%
④将来負担比率	39.8%	(350.0%)	前年度対比	0.9%

資金不足比率【早期健全化基準比率20%】

①水道事業会計	資金不足なし
②公共下水道事業特別会計	資金不足なし
③農業集落排水事業特別会計	資金不足なし

III. 監査委員の意見

別紙意見書のとおり

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、次のとおり意見を提出する。

2. 審査の概要

健全化判断比率の審査は、7月29日に提出された平成26年度健全化判断比率、資金不足比率算定の基礎事項を記載した書類が適正であるかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の算定については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領に基づき審査したところ、適切に漏れなく算定されていると認められる。

4. 個別意見

(1)健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計で黒字決算のため「実質赤字なし」となっている。

実質公債費比率については、前年度に引き続き改善されている。

将来負担比率については、前年度と比較し比率が増加となっている。

算定内容を分析した結果、実質公債費比率の改善及び将来負担比率の増加要因は次のとおりである。

【実質公債費比率改善要因】

- ① 平成16年度以降起債の抑制や、平成19年度から21年度まで政府資金等の高利率借入起債の補償金免除繰上償還を行ったことから、公債費が年々減少している。また、一般会計の起債残高のうち臨時財政対策債の占める割合が53.4%となり交付税算入率が高まっている。
- ② 平成25年度に借入した学校給食共同調理場改築事業の元金償還据え置き期間があること等により、前年度とほぼ同額の元利償還金であることや、新たな債務負担行為を設定していないため、公債費に準ずる債務負担行為による支出額も前年度とほぼ同程度となっている。

【将来負担比率増加要因】

- ① 起債残高の減少により後年度に交付税措置される基準財政需要額算入額が減少している。
- ② 全国育樹祭開催や神室新源泉関連施設整備に伴う基金繰入により充当可能基金が減少している。
- ③ 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の総額が減額され、分母となる標準財政規模が前年より68百万円程減少している。

(2)資金不足比率について

適用となる公営企業は、上水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業であるが、全ての会計で平成26年度決算は黒字決算であり累積赤字もないことから「資金不足なし」となっている。

今後、日本は過去最大の借金を抱えギリシャ等の財政危機を回避するため、政府の財政健全化政策により地方交付税は減額するものと予測され、実質公債費比率及び将来負担比率の分母が減少し、比率を押し上げることが懸念されるため、引き続き公債費負担の適正化、行政コストの軽減、特別会計の経営健全化など将来負担を見据えた予算の編成と執行を図り、町民から理解と共感を得られる財政運営を望むものである。